

4 檜原中学校 いじめ防止基本方針（抜粋）

檜原中学校生活指導部

学校はすべての子どもにとって心が安らぐ場でなければなりません。この視点に立ち、「檜原村立檜原中学校 学校いじめ防止基本方針」に沿って学校いじめ対策委員会（校長、副校長、生活指導主任、学年主任、養護教諭、スクールカウンセラー）を設置し、いじめを起こさないための指導の徹底及び学校体制の構築を図っております。

「いじめ」の定義（いじめ防止対策推進法（以下「法」という）第二条）

「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。」

「いじめ」の定義（檜原中学校）

「冗談のつもりでも、相手や周囲の人々に不快感を与える言動はすべていじめである。」

「いじめの重大事態」の定義（平成29年3月 いじめの重大事態の調査に関するガイドライン 文科省）

「生命・心身・財産重大事態」

いじめにより生命、心身及び財産に重大な被害が生じた疑いがある場合（法第28条第1項第1号）

「不登校重大事態」

いじめにより相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合（同第2号）

保護者の皆様には、本校におけるいじめを起こさないための指導及び学校体制の主な内容を以下にお知らせいたしますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

- ① 「いじめ（冷やかす、からかい、無視、物を隠す、暴力等）はやってはいけない」ことを繰り返し指導していく。
- ② 道徳の時間において「いじめ」をテーマとした授業を年3回以上行うとともに、生徒たちには機会を捉え、学級活動の時間に「いじめ」に関する話し合いをさせる。
- ③ 校内で起こる「いじめ」と思われる行為は、どんな些細なことでも放置すれば取り返しがつかなくなるとの認識をもち、見過ごすことなく指導する。そのために、教員用のいじめ発見チェックリストや生徒へのいじめについての調査アンケートなどを活用し、学校内の実態の確実な把握に努める。
- ④ いじめに関する生徒のサインを見逃さないように気を配る。気になることがあれば速やかに全教職員で情報を共有するとともに、関係保護者への連絡を行い、早期の解決を目指す。
- ⑤ 指導においては生徒からの話をよく聞き、生徒の立場に立って考えることを念頭において行う。
- ⑥ 毎学期に1度、校内研修を実施し、全教職員が檜原中「学校いじめ基本方針」への理解を深める。
- ⑦ 「いじめ重大事態の調査に関するガイドライン」に則したチェックリストを活用し、いじめ重大事態に対する平時からの備えに努め、未然防止、早期発見・対応、解消を行う。

※学校ホームページにも掲載しております。